

健生食輸発1225第1号
令和7年12月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産カラマンシーのプロフェノホス及びきだちとうがらしのトリシクラゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和7年12月12日付け健生食輸発1212第5号)により通知したところである。

今般、ベトナム産カラマンシーのプロフェノホス及びきだちとうがらしのトリシクラゾールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品安全監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カラマンシー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。

きだちとう がらし及び その加工品 (簡易な加 工に限る。)	-	トリシクラゾ ール	別 表 1 の 3 に よ る こ と。	平成17年1月24日 付 け 食 安 発 第 0124001号「食品に 残留する農薬、飼 料添加物又は動物 用医薬品の成分で ある物質の試験法 について」による こと。	基準値 (0.01ppm) を 超えるトリシクラゾ ールが検出されるお それがあるため。
--	---	--------------	-------------------------------	--	---

を削除する。